

矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月21日(月)午後1時30分から

2 開催場所 矢巾町役場 役場4階大会議室

3 出席委員(16人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する 許否決定について
日程第7	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第8	議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第9	議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対 する意見決定について

日程第10 議案第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保

主 査 煙山 裕

主 事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和2年第12回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>会議に先立ち、皆様にお知らせします。</p> <p>本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。</p> <p>本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。8番藤原啓師委員、9番吉田力委員、10番川村良道委員をお願いをいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査をお願いします。
議 長	<p>日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

議 長	それでは、本日1日と決めます。
議 長	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。11月25日は第3回講演会「新たな農業改革」に出席しました。</p> <p>12月1日から令和2年矢巾町議会定例会12月会議が開催されました。詳細については、総会後の全員協議会の際に局長からお話しいただくこととしております。</p>
議 長	<p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしているとおりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	では、次に進みます。
議 長	<p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第1号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>補足説明でございますが、報告第1号番号2について、相続人が〇〇〇在住でございますが、現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と令和8年まで中間管理事業を通して貸借を結んでおりますので、耕作放棄にはつながらないものと考えます。</p> <p>また、番号3につきましても相続人が〇〇〇在住でございますが、住所が〇〇〇〇〇〇〇〇〇と農地の近くにお住まいですので、こちらに関しましても耕作放棄にはつながらないものと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

議 長	では次に進みます。
議 長	<p>日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第1号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございますが、お手元の別添資料農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないものと思われることから、許可要件全てを満たしているものと考えております。以上でございます。
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	挙手全員ですので、許可することに決します。

	次に進みます。
議 長	<p>日程第7、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第2号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>議案第2号番号1の案件について、申請位置でございますが、ページをめくっていただきまして4ページ目の地図をご覧ください。</p> <p>役場の南東側約0.5kmに位置し、北側は町道南谷地不動線に隣接しています。市街化区域内の農地であり、一帯は住宅街となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	12月15日に農地転用現地調査を行った、7番藤井満委員、9番吉田力委員のどちらかより調査結果を報告願います。
9 番	はい、議長。
議 長	はい、9番吉田力委員。
9 番	<p>はい、9番吉田です。12月15日に現地調査をしました。報告いたします。</p> <p>当該土地は、昭和50年頃から住宅用地として利用されてきました。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断いたします。</p>
議 長	<p>その他、補足説明がありましたら説明願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、証明を許可することに決します。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第3号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>はい、議長</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>補足説明でございますが、議案第3号の14件につきましては、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、7ページ目にあります番号11の案件につきましては田については賃貸借、畑については使用貸借の契約となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p>

	(「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。次に進みます。
2 番	はい、議長。
議 長	はい、2番白澤和実委員。
2 番	はい、2番白澤です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。
議 長	2番白澤和実委員の退席を許可します。 また、議案第4号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。
	休憩 13時44分 (2番白澤和実委員 退席) (産業観光課：岩舘貴紀主査 入室) 再開 13時46分
議 長	再開します。
議 長	日程9、議案第4号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

	<p>画の金額より中間管理機構を通した場合の方が安くなっているわけですね。なぜ、このように安くなるのかお聞きしたいです。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	確認をしたいため、休憩を申し入れします。
議長	確認するため、休憩といたします。
	<p>休憩 13時50分 再開 13時54分</p>
議長	再開します。
産業観光課	はい、議長。
議長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	<p>はい、15番藤原職務代理の質問にお答えいたします。</p> <p>中間管理を通しているため、貸借の料金が安くなっているわけではありません。元々、〇〇〇〇〇との取り決めの料金がこの金額になっているわけで、今回の再配分に関しては、そのまま賃料の条件を引き継いだ形で配分計画を設定するものですので、中間管理を通して安い料金になっているわけではありません。以上、お答えといたします。</p>
議長	あとは、ございませんか。
15番	はい、議長。
議長	はい、15番藤原職務代理者。
15番	はい、15番藤原です。前の設定が〇〇〇〇〇とのことですが、〇〇〇〇〇が耕作していた土地ということによろしいですか。

産業観光課	はい、議長。
議長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	<p>はい、15番藤原職務代理者の質問にお答えいたします。法番号3の〇〇〇〇〇〇〇の配分計画の設定に関しては〇〇〇〇〇〇が元々耕作していた経営地でございます。</p> <p>番号1、2につきましては、今回、〇〇〇〇〇〇〇が配分予定者になっておりますけど、代表取締役の〇〇〇〇さんが、個人経営の時に中間管理を通して経営していた農地でございます。</p> <p>番号1、2については、〇〇〇〇さんが法人を設立したので、個人から法人に名義変更をする様な手続きを行うものでございます。そのため、個人で設定していた時の条件から特に変更はなく、そのまま引き継ぐような形で法人に名義変更する様な形の手続きを行うものでございます。以上でございます。</p>
議長	あとは、ございませんか。
15番	はい、議長。
議長	はい、15番藤原職務代理者。
15番	はい、15番藤原です。1、2番と3番との兼ね合いと言いますか、同じ値段で出てきたため、中間管理機構の方で指導があったのかと思います、不思議に思いました。以前も中間管理機構を通した土地だったということで理解してよろしいでしょうか。
産業観光課	はい、議長。
議長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	はい、15番藤原職務代理者の質問にお答えいたします。そのとおりでございます。
議長	あとは、ございませんか。
8番	はい、議長。

議 長	はい、8番藤原啓師委員。
8番	はい、8番藤原です。中間管理機構を通しての割合を知りたいのですが。例えば、矢巾町の耕作面積を100とした場合に中間管理機構を通してののはどれ位になるのか、分かれば教えていただきたいです。
産業観光課	はい、議長。
議 長	はい、産業観光課岩館主査。
産業観光課	8番藤原委員の質問にお答えいたします。 正確な数字は、持ち合わせていませんが、認定農業者が現在105経営体いるうちで約半分は中間管理機構を通して貸貸等を行っております。 以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
14番	はい、議長。
議 長	はい、14番川村和男委員。
14番	はい、14番川村です。水利費は変わらないのですか。6,000円は安いと思いますが、水利費は貸人、借り人のどちらがもつのですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	確認をしたいため、休憩を申し入れします。
議 長	確認するため、休憩といたします。
	休憩 14時00分 再開 14時14分
議 長	再開します。

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>14 番川村委員の質問にお答えいたします。議案第 4 号番号 1 から 3 につきましては、全て所有者が水利費をお支払いになるということで確認いたしました。</p> <p>水利権につきまして、中間管理機構に確認したところ、中間管理事業では水利権をどちらが払うのかということは押さえていないとのことでした。賃借権のみを設定している様な形になっておりましたので、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇に直接聞いたところ、所有者の負担で契約したと確認できました。以上でございます。</p>
議長	あとは、ございませんか。
1 番	はい、議長。
議長	はい、1 番佐々木昭英委員。
1 番	はい、1 番佐々木です。質問ではなく意見です。水利費が所有者負担で 10 a 当たりの貸借料が 6,000 円とのことで、周りと違って随分と安いと思えました。貸借料に変化が生じるきっかけになるのではと思います。以上、意見でございます。
議長	あとは、ございませんか。
3 番	はい、議長。
議長	はい、3 番中川委員。
3 番	<p>はい、3 番中川です。どのように解釈をすればよいのか伺います。水利費は所有者負担ということは、10 a あたり 6,000 円と貸借料が出ていますが、鹿妻の水利費は 10 a あたり 4,300 円から 4,700 円位だと思えました。</p> <p>単純に計算すればですが、貸借料の 6,000 円から差し引けば 10 a あたり 2,000 円位で貸借をしていると思ってもよろしいのかと思います。</p>
議長	藤原弘也委員は、水利費について分かりますか。

5 番	<p>地区によって維持管理費をプラスしているところがありますので、全部一緒ではないです。だいたい4,000円前後になります。2年位すると200円位は最低でも上がる場所が多いです。</p>
事務局	<p>色々ご意見をいただき、ありがとうございます。今回の議案につきましては、中間管理を更新する議案であって、水利費が入る、入らないということについてはそれぞれの当該者同士が話し合いで決めていることなので、水利費が安いかどうかといったことは話し合いでもって決まっていますので、農業委員会の事務局としては、安いかどうかということもお伺いはしますが、話し合いで決まっているとすると、それで受け付けるしかありませんので、佐々木昭英委員からもありました通り、周りと違って安いのではないかとということであれば、総会にて意見を出してもらうということもできますので、そういった方向で議案の決議をお願いしたいです。以上でございます。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第4号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。</p>
議 長	<p>産業観光課 岩館主査が退席し、 2番白澤和実委員が着席するまで休憩といたします。</p> <p>休憩 14:24</p>

	<p>(産業観光課 岩舘貴紀主査 退席) (2番白澤和実委員 着席) 再開 14:27</p>
議長	再開します。
議長	<p>日程第10、議案第5号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第5号 朗読】</p>
議長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長
議長	はい、事務局。
事務局	<p>議案第5号について補足説明させていただきます。この案件は、相続税について、相続人が引き続き農業経営を行うことを要件に納税猶予を行っているものです。申請者である〇〇〇〇は平成30年1月20日から本日まで貸借等が入っておらず、ご自分で耕作しているものと思われますので許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。
1番	はい、議長。
議長	はい、1番佐々木昭英委員。
1番	はい、1番佐々木です。引き続き農業を行っている期間が平成30年1月20日から令和2年12月21日までとなっていますが、それ以降も農業を行うのか確認です。
事務局	はい、議長。

議 長	はい、事務局
事務局	<p>1 番佐々木委員の質問にお答えいたします。今回証明を出すものになりますので、出せる期間が本日までは確実にやっているということで、引き続き農業を行ってきた期間は令和2年12月21日までとなっております。</p> <p>納税猶予は、この先も農業経営を行っていくことを要件に納税猶予するものであるため、今後もご自分で耕作されていくものと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。
議 長	<p>議案第5号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、証明を許可することに決めます。</p> <p>以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。</p> <p>みなさま、大変お疲れ様でした。</p> <p>終了 14:31</p>

以上は、令和2年12月21日、矢巾町役場4階大会議室において開催された、令和2年第12回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 8番 _____

〃 9番 _____

〃 10番 _____